

建設委員会情報連絡

令和8年7月1日

情報連絡件名	頁
(1) 第76回利根川治水同盟治水大会の開催について・・・・・・・・・・	2
(2) 令和7年度末時点の都市計画道路等の進捗状況について・・・・・・・・	3
(3) 綾瀬川堤防護岸整備工事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(4) 「コード化点字ブロック」を活用した実証実験の終了について・・・・	10
(5) 佐野六木土地地区画整理事業における清算金事務の進捗状況について・・・	12
(6) 細街路整備事業の細街路路線の変更について・・・・・・・・・・・・	13
(7) 区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保について・・・・	23

【参考】

《総合交通対策調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、総合交通対策調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 青切符制度開始に伴う交通安全啓発活動について
- (2) 第12次足立区交通安全計画策定の進め方について
- (3) 自転車走行環境整備の取組み状況について
- (4) 日暮里・舎人ライナーの混雑緩和の取組みについて
- (5) 有楽町線（地下鉄8号線）の整備促進に向けた取組み状況について
- (6) 公共交通の自動運転サービスの導入に向けた取組み状況について
- (7) はるかぜ路線維持事業の取組み状況について
- (8) 常東地区「チョイソコ×せんじゅ」の取組み状況等について
- (9) 花畑地区「花畑ぐるりん」の取組み状況等について
- (10) 扇周辺地区地域内交通導入の取組み状況等について
- (11) 舎人地区における地域内交通手段の検討状況について
- (12) 足立区デマンドタクシー「足タク」の取組み状況等について
- (13) 足立区地域内交通導入サポート制度における今後の運用について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和8年7月1日

件名	第76回利根川治水同盟治水大会の開催について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	東京都から第76回利根川治水同盟治水大会開催の連絡があったので、以下のとおり報告する。 1 利根川治水同盟の主な活動 利根川治水同盟は昭和22年9月に発生したカスリーン台風による甚大な被害を契機に発足し、利根川流域1都5県（東京、埼玉、群馬、栃木、茨城、千葉）の自治体等で構成している。 治水大会では、利根川水系の治水・利水・環境事業の早期完成を目指し、事業の着実な推進及び河川環境の整備促進等を求める決議を行い、国会及び政府関係機関に対し要望活動を行っている。 なお、足立区からは区議会議員及び区職員が参加している。 2 第76回大会開催概要 (1) 日時 令和8年8月7日（金）午後1時～午後3時 (2) 場所 ふれあいプラザさかえ 文化ホール （千葉県印旛郡栄町安食938番地1） (3) 内容（予定） 会長挨拶 開催県代表挨拶 来賓祝辞 講演 事業説明 意見発表 大会宣言・決議 次期開催都市挨拶

建設委員会情報連絡

令和8年7月1日

件 名	令和7年度末時点の都市計画道路等の進捗状況について																										
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課 道路公園整備室道路整備課																										
内 容	令和8年4月1日現在、区内の都市計画道路の整備状況は、計画路線約161kmのうち概成完成路線は約127km（約78％）である。また、事業中路線が約11kmであり、未着手路線は約23kmとなっている。 区内の都市計画道路等の進捗状況を以下のとおり報告する（別紙1～2参照 P6～7）。 1 足立区 事業中路線 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th><th>事業箇所</th><th>延長・幅員等</th><th>用地取得率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 補助第138号線江北地区 (環七南通り)</td><td>江北四丁目 ～ 江北一丁目</td><td>約390m 16m</td><td>13%</td></tr> <tr> <td>(2) 補助第256号線 (花畑大橋通り)</td><td>中央本町三丁目 ～ 青井六丁目</td><td>約840m 15m</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>(3) 区画街路第9号線 (西新井駅西口駅前交通広場)</td><td>西新井栄町 二丁目</td><td>約23.5m 22m 交通広場 5,468 m²</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>(4) 補助第138号線興野地区 (環七南通り)</td><td>扇三丁目 ～ 西新井本町 四丁目</td><td>約940m 16m</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>(5) 補助第255号線 (梅島)</td><td>梅島三丁目地内</td><td>約670m 16～27m</td><td>0%</td></tr> </tbody> </table>			路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率	(1) 補助第138号線江北地区 (環七南通り)	江北四丁目 ～ 江北一丁目	約390m 16m	13%	(2) 補助第256号線 (花畑大橋通り)	中央本町三丁目 ～ 青井六丁目	約840m 15m	80%	(3) 区画街路第9号線 (西新井駅西口駅前交通広場)	西新井栄町 二丁目	約23.5m 22m 交通広場 5,468 m ²	50%	(4) 補助第138号線興野地区 (環七南通り)	扇三丁目 ～ 西新井本町 四丁目	約940m 16m	0%	(5) 補助第255号線 (梅島)	梅島三丁目地内	約670m 16～27m	0%
路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率																								
(1) 補助第138号線江北地区 (環七南通り)	江北四丁目 ～ 江北一丁目	約390m 16m	13%																								
(2) 補助第256号線 (花畑大橋通り)	中央本町三丁目 ～ 青井六丁目	約840m 15m	80%																								
(3) 区画街路第9号線 (西新井駅西口駅前交通広場)	西新井栄町 二丁目	約23.5m 22m 交通広場 5,468 m ²	50%																								
(4) 補助第138号線興野地区 (環七南通り)	扇三丁目 ～ 西新井本町 四丁目	約940m 16m	0%																								
(5) 補助第255号線 (梅島)	梅島三丁目地内	約670m 16～27m	0%																								

2 東京都第六建設事務所 事業中路線

路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率
(1) 補助第 109 号線 (神明南)	北加平町 ～ 神明一丁目	約 1,210m 15m	20%
(2) ア 補助第 136 号線 (本木)	扇一丁目 ～ 本木一丁目	約 840m 20m	99%
排水管設置工事等			
(2) イ 補助第 136 号線 (足立)	足立一丁目 ～ 足立三丁目	約 630m 15m～18m	97%
排水管設置工事等			
(3) ア 補助第 138 号線 (中央本町)	中央本町一丁目 ～ 弘道一丁目	約 700m 15m	75%
(3) イ 補助第 138 号線 (綾瀬新橋)	青井三丁目 ～ 綾瀬五丁目	約 290m 15m	99%
企業者工事、ケーブル移設工事			
(3) ウ 補助第 138 号線 (興野)	興野一丁目 ～ 本木二丁目	約 350m 16m	99%
排水管設置工事等			
(4) ア 補助第 261 号線 (古千谷)	古千谷一丁目 ～ 伊興四丁目	約 1,040m 15m、16m	100%
街路築造工事			
(4) イ 補助第 261 号線 (神明)	神明二丁目 ～ 六木三丁目	約 720m 16m	98%
(4) ウ 補助第 261 号線 (伊興)	伊興四丁目 ～ 竹の塚六丁目	約 910m 15m、22m	63%

3 東京都第一市街地整備事務所 事業中路線

六町四丁目付近土地区画整理事業 約69.03ha

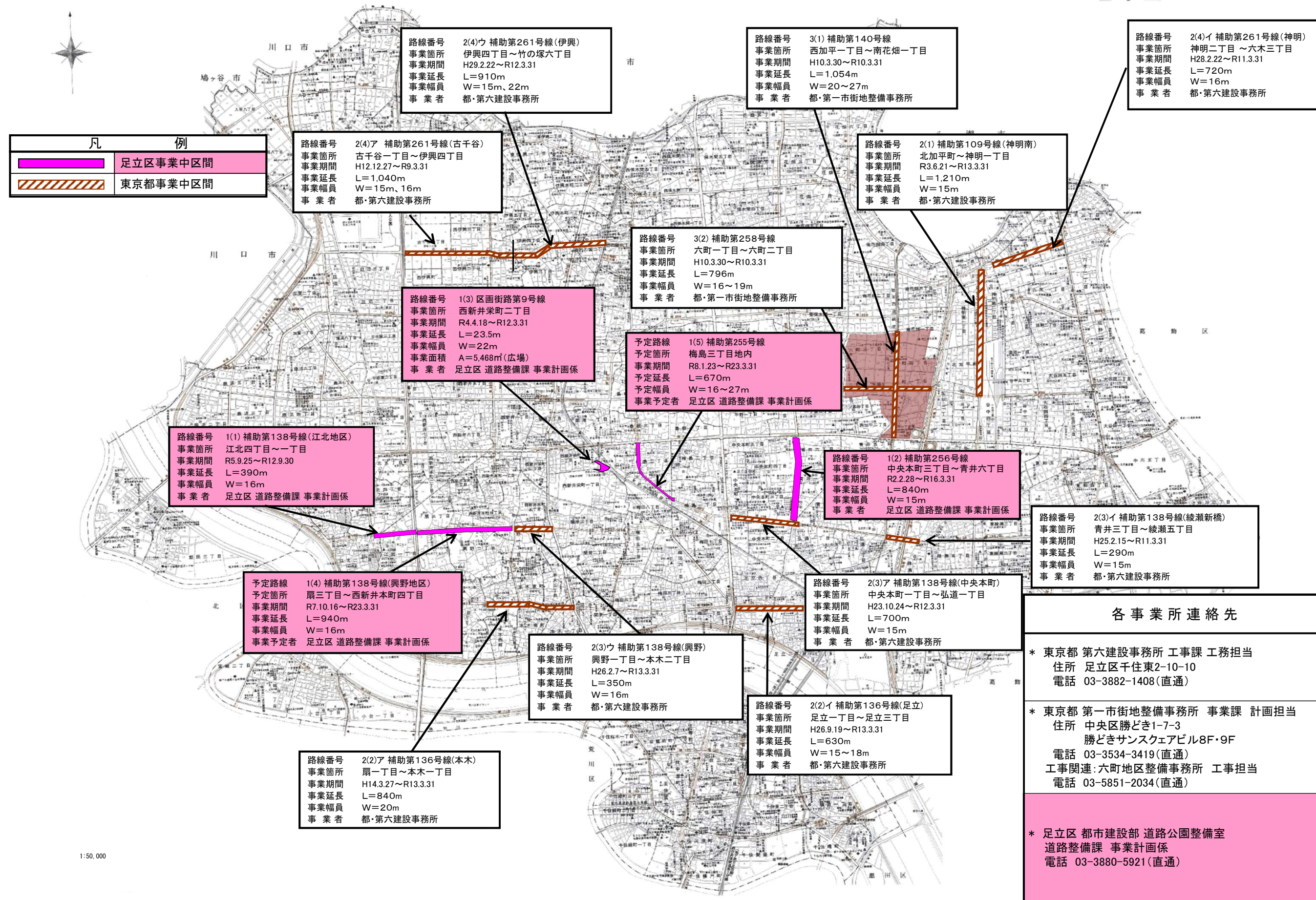
路線番号	事業箇所	延長・幅員等	用地取得率
(1) 補助第140号線	西加平一丁目 ～ 南花畑一丁目	暫定整備延長 約1,054m 20m～27m	—
(2) 補助第258号線	六町一丁目 ～ 六町二丁目	暫定整備延長 約796m 16m～19m	—

4 今後の方針

- (1) 足立区施行路線については、事業を円滑に推進するため、工程及び施工管理を適切に行うとともに、関係機関との協議も進めていく。
- (2) 東京都施行路線については、東京都に事業の整備促進を要望する。

都 市 計 画 道 路 事 業 箇 所 図

令和8年4月1日現在



1:50,000

都市計画道路一覧表

路線番号	始 点	終 点	区内幅員 (m)	区内延長 (m)
放11	台・根岸二丁目	舎人四丁目	25～58	7,130
放12	中・日本橋三丁目	西保木間四丁目	25～57	7,800
放12支1	西保木間三丁目	西保木間四丁目	27～37	260
環7	大・平和島六丁目	江・堀江町	25～38	11,050
補91	北・上中里二丁目	扇二丁目	15～30	2,520
補93	文・本駒込三丁目	北・王子五丁目	15	1,360
補100	台・根岸二丁目	東伊興二丁目	15～41	6,100
補109	台・浅草七丁目	神明三丁目	15～27	5,100
補113	鹿浜五丁目	葛・小菅三丁目	15～44	10,620
補113支1	江北二丁目	鹿浜一丁目	22～37.75	1,740
補118	小台一丁目	柳原二丁目	15	5,470
補119	千住元町丁目	江・富岡二丁目	15～27	3,360
補136	扇一丁目	葛・新宿二丁目	15～34	6,000
補137	梅田一丁目	梅田六丁目	15	920
補138	江北二丁目	葛・東金町二丁目	11～16	8,620
補139	千住一丁目	柳原一丁目	15	2,010
補140	南花畑四丁目	江・西葛西二丁目	18～27	3,880
補190	千住二丁目	千住龍田町	15～18	870
補192	柳原二丁目	千住曙町	15	820
補193	荒・東尾久八丁目	千住緑町三丁目	15	460
補250	堀之内二丁目	伊興一丁目	15～16	4,240
補251	江北一丁目	加賀二丁目	15～27	3,290
補252	鹿浜八丁目	入谷九丁目	16～44	2,840
補253	本木北町	古千谷本町四丁目	15～27	4,850
補254	梅田四丁目	梅田五丁目	16	800
補255	梅島一丁目	竹の塚七丁目	15～27	3,530
補256	中央町三丁目	花畑五丁目	15～16	4,180
補257	南花畑四丁目	花畑七丁目	16	1,910
補258	鹿浜五丁目	大谷田五丁目	15～30	8,290
補259	栗原二丁目	葛・水元四丁目	15～16	5,470
補260	栗原四丁目	六月三丁目	23	550
補261	入谷七丁目	葛・南水元一丁目	15～39.2	7,780
補262	入谷八丁目	花畑二丁目	16	6,150
補263	花畑八丁目	花畑八丁目	16	390
補268	東和一丁目	葛・立石七丁目	11	120
補269	大谷田一丁目	葛・水元三丁目	20～39	650
補271	東綾瀬一丁目	東綾瀬二丁目	12	490
補274	葛・立石一丁目	六木三丁目	11～16	3,820
補275	東和二丁目	東和五丁目	11	950
補294	入谷五丁目	入谷町	22	860
補295	入谷九丁目	舎人二丁目	16	1,870
補296	入谷町	舎人六丁目	16	1,360
6号付属2	神明一丁目	北加平町	6～26	1,280
6号付属3	加平二丁目	加平二丁目	6	500
6号付属4	西加平一丁目	西加平一丁目	6	200
6号付属5	加平一丁目	加平一丁目	6	120
6号付属6	加平一丁目	綾瀬一丁目	6	2,060
足立線付属3	鹿浜二丁目	鹿浜二丁目	6～18.5	390
王子線付属4	宮城二丁目	宮城二丁目	7.5	250
区街路1	鹿浜四丁目	鹿浜六丁目	15	440
区街路2	千住一丁目	千住二丁目	9	290
区街路3	千住三丁目	千住三丁目	12	240
区街路4	千住三丁目	日の出町	9	490
区街路5	舎人五丁目	舎人五丁目	16	50
区街路6	西新井本町二丁目	西新井本町二丁目	23	10
区街路7	新田二丁目	新田三丁目	17～22	1,130
区街路8	関原三丁目	西新井栄町一丁目	17	980
区街路9	西新井栄町一丁目	西新井栄町二丁目	22	80
区街路10	西新井栄町二丁目	西新井栄町二丁目	17	230
区街路11	千住橋戸町	千住橋戸町	18	260
区街路12	千住旭町	千住旭町	16	260
区街路13	千住旭町	千住旭町	7～12	410
区街路14	西竹の塚二丁目	西竹の塚二丁目	18	100
区街路15	谷中四丁目	谷中四丁目	19	10
竹の塚駅街路1	竹の塚六丁目	竹の塚四丁目	22	970

備考：1.都市高速道路及び特殊街路を除く

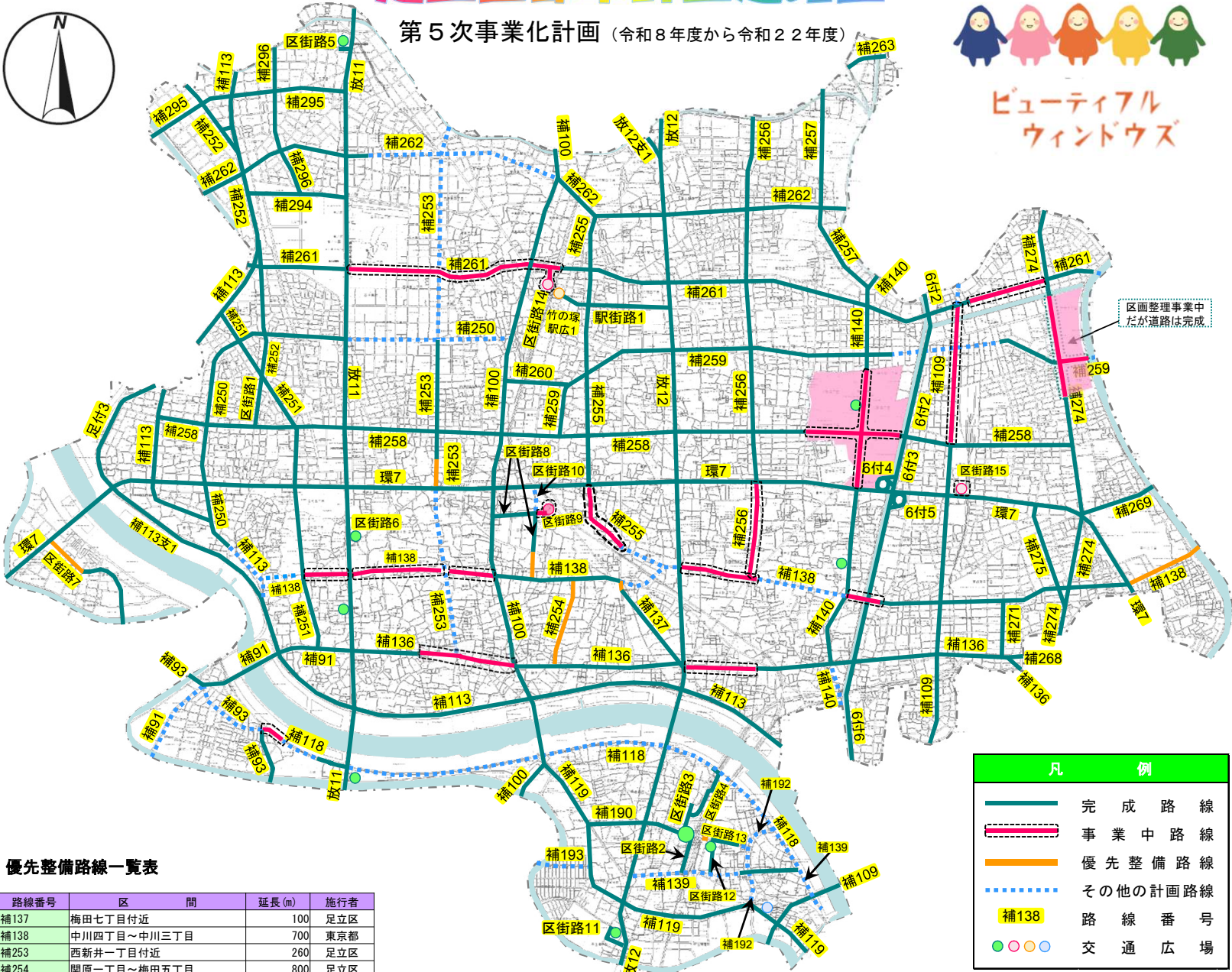
2.路線番号の放は放射線、環は環状線、補は補助線、付は都市高速道路付属街路、区街路は足立区画街路の略称です。

優先整備路線一覧表

路線番号	区 間	延長 (m)	施行者
補137	梅田七丁目付近	100	足立区
補138	中川四丁目～中川三丁目	700	東京都
補253	西新井一丁目付近	260	足立区
補254	関原一丁目～梅田五丁目	800	足立区
区街路7	新田二丁目～三丁目	390	足立区
区街路8	関原三丁目付近	220	足立区
区街路13	千住旭町	50	足立区
竹の塚駅街路1	竹ノ塚駅		足立区

足立区都市計画道路図

第5次事業化計画（令和8年度から令和22年度）



建設委員会情報連絡

令和8年7月1日

件名	綾瀬川堤防護岸整備工事について
所管部課名	都市建設部事業調整担当課 都市建設部都市建設課
内容	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所が実施する、綾瀬川右岸埼玉県八潮市浮塚地先の堤防護岸整備工事の概要を以下のとおり報告する。 1 整備の経緯 埼玉県八潮市浮塚地先の綾瀬川右岸8.6km付近において、計画堤防高に対して高さが1m程度不足しているため、距離にして約101mの堤防護岸整備を行う。 2 工事概要（別紙参照 P9） （1）工 事 R7綾瀬川右岸浮塚地先堤防護岸整備工事 （2）工事期間 令和8年6月上旬～令和9年2月下旬 （3）施工業者 日鋪建設株式会社 3 工事に伴う工程及び交通規制（予定） （1）護岸基礎工は、川側および陸側からの施工を8月上旬から11月下旬まで行う。 （2）擁壁等の護岸工事および舗装工事は陸側からの施工を12月中旬から2月中旬まで行う。 （3）工事影響範囲の綾瀬川沿い通路を6月から2月まで通行止めとする。 なお、古綾瀬川遊歩道の通行止めは8月からの予定となるが、工事用車両等の通行がある。 4 問題点・今後の方針 通行止めに伴う歩行者等の安全管理について徹底するよう協議していく。

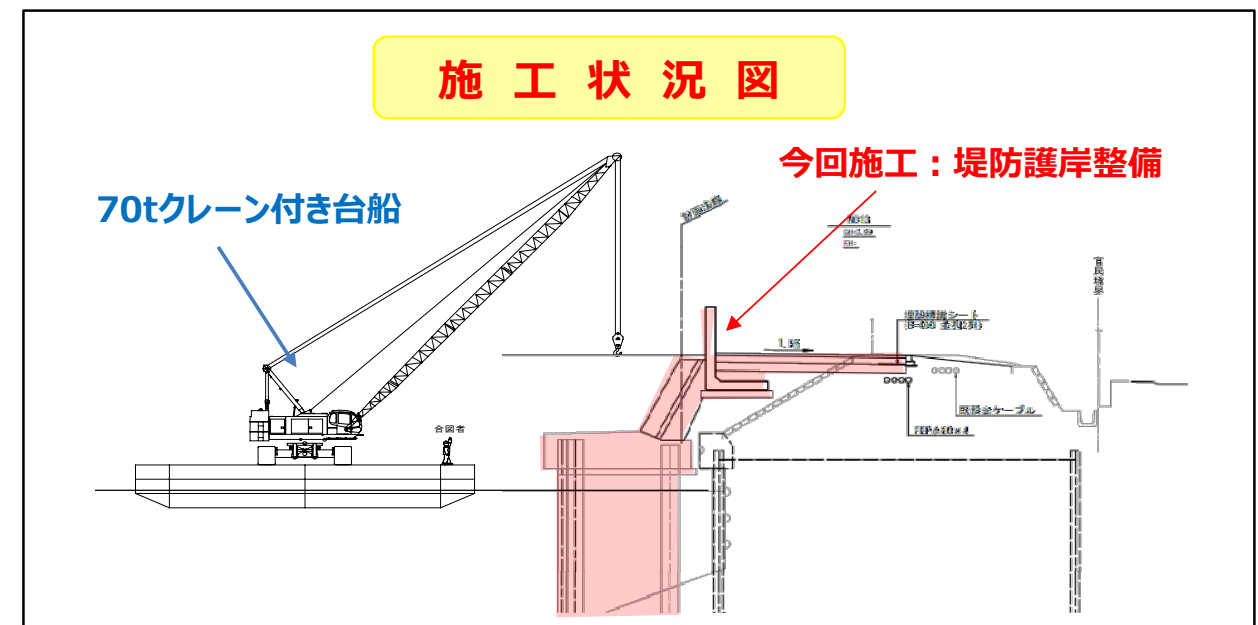
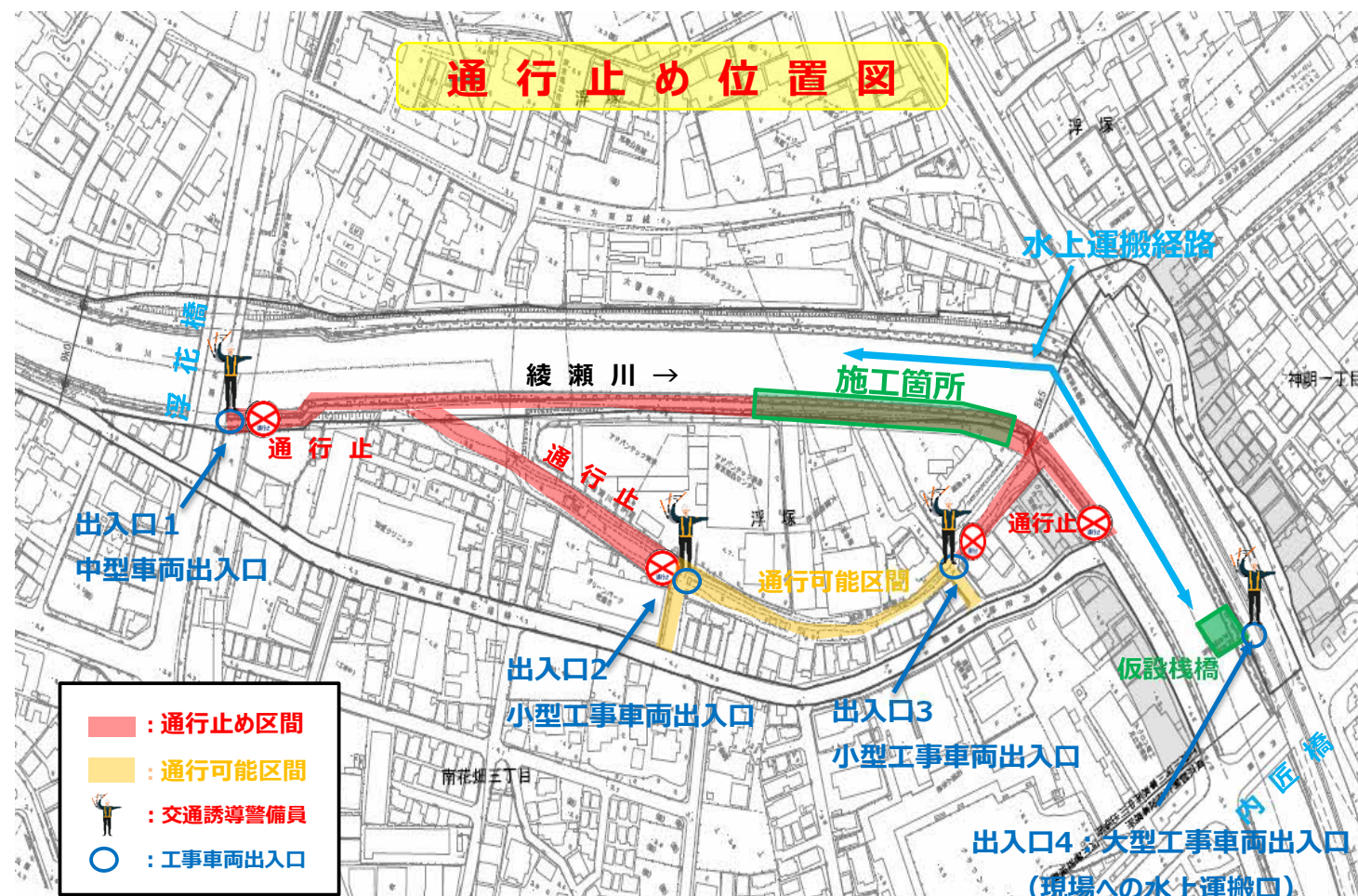
R7綾瀬川右岸浮塚地先堤防護岸整備工事

工事について

この度、綾瀬川（右岸側）浮塚地先において堤防護岸工事を行います。
 前回工事の続きになりますが、工事期間中遊歩道及び川岸通路を一部通行止めさせていただきます。
 皆様の生活環境の保全に十分留意して施工いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
 お気づきの点がございましたら、右下の施工担当者までご連絡ください。

今回行う工事とは・・・

- (1) 工事名 … R7綾瀬川右岸浮塚地先堤防護岸整備工事
- (2) 工事場所 … 埼玉県八潮市浮塚地先
- (3) 工事期間 … 令和8年6月上旬～令和9年2月下旬（予定）
 （工事期間中は通行止めとなります。）
- (4) 作業時間 … 8:00 から 17:00まで
 （水位（潮の干満）により、やむを得ず作業時間を変更する場合があります。）



工事に関するお問い合わせ及び連絡先

発注者：国土交通省 関東地方整備局
 江戸川河川事務所 中川出張所

TEL : 048-962-2634

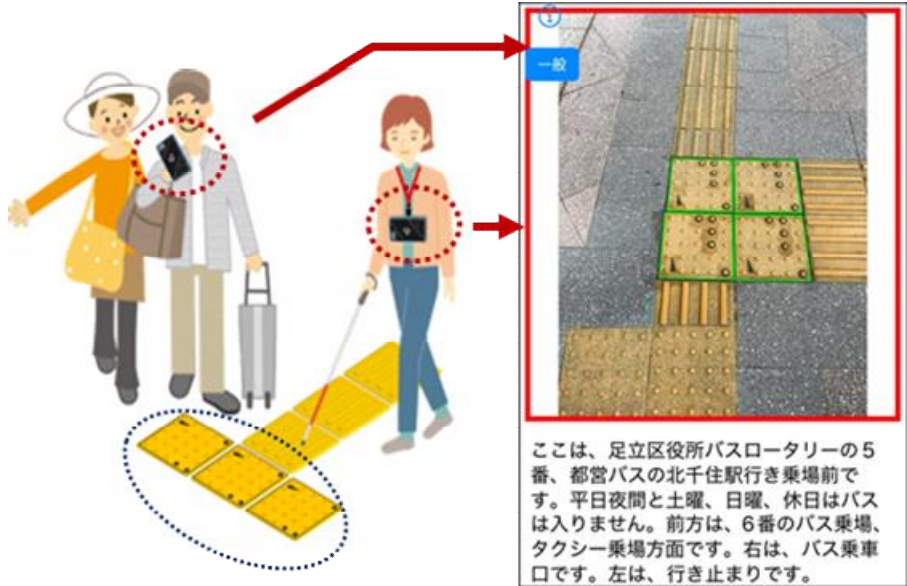
施工者：日鋪建設株式会社
 現場代理人：水口 裕介
 監理技術者：庄司 将

TEL : 080-7071-7749
 TEL : 080-3276-3246

※工事に関する質問・お問合せについては上記（水口・庄司）までご連絡ください。

建設委員会情報連絡

令和8年7月1日

件名	「コード化点字ブロック」を活用した実証実験の終了について
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課 施設営繕部庁舎管理課 都市建設部都市建設課
内容	音声情報案内技術「コード化点字ブロック」を活用した実証実験を令和7年11月から令和8年6月末まで実施した結果、以下の理由により、実験を終了する。ただし、庁舎内についてはコードを残置し、音声案内の研究を続けていく。 1 実証実験の目的 視覚障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するため、ICT技術を活用した「音声情報案内」の有効性や課題等を検証する実証実験を行った。 2 実証実験を行った音声案内の概要 (1) 音声情報案内技術「コード化点字ブロック」とそれを読み取るアプリ「Walk And Mobile」を活用した音声案内 (2) 手持ちのスマートフォンで無料のアプリをインストールすれば、誰でも使用可能 (3) 文字情報による案内や多言語にも対応  ここは、足立区役所バスロータリーの5番、都営バスの北千住駅行き乗場前です。平日夜間と土曜、日曜、休日はバスは入りません。前方は、6番のバス乗場、タクシー乗場方面です。右は、バス乗車口です。左は、行き止まりです。 ▲ コード化点字ブロックの使用イメージ

3 実証実験の結果と課題

(1) 実証実験で生じた不具合

ア コードの読み取り不具合

屋外の一部の場所において、バス停屋根及び街灯柱の日陰によって読み取り不具合が生じ、違う場所の案内をした。なお、この場所のコードは実証実験前に撤去した。

イ コードの部材の剥がれ

屋外において、コードの部材の剥がれが多数発生した。なお、実証実験中は、月2回の点検を実施し補修等を行った。

ウ 雨天時のコードの読み取りが困難

雨天時では、コードが読みとれない事象が多く発生した。

(2) 利用者の意見

ア 視覚障がい者団体の意見聴取結果

(ア) この音声案内システムは、単独歩行に有効なサービスである。

(イ) 付添の方がいたとしても、多くの周辺情報を音声により、教えてくれるので、大変便利である。

(ウ) コードが読み取りにくいなどの様々な課題はあるが、このコード化点字ブロックを残してほしい。

イ コード化点字ブロック体験会での意見聴取結果

(ア) 利用した感想では「非常に役に立つ」という意見が多かった。

(イ) 使い勝手については「スマートフォンの操作が難しかった」「スマートフォンの操作がしやすかった」が半々であった。

(ウ) コード化点字ブロックの設置については「積極的に設置すべき」が多く、次に「条件が整えば設置して良い」という意見が多かった。

(エ) その他の意見としては、「このアプリを使える場所が分からない」「読み取れない」「途中で音声止められない」などの改善点が挙げられた。

4 今後の方針

(1) 屋外での日陰による読み取り不具合や部材剥離など、安全性・保守性の観点から検討すべき事項が見受けられたため、実証実験は令和8年6月末の期限をもって終了とする。なお、屋外の実験終了については、視覚障がい者団体等に先述の理由を説明し、ご理解を得ている。

(2) 一方、障がい者団体等の強い要望や年間約2万円程度の廉価な維持費を鑑み、屋内コードは残置する。今後は団体と連携し、屋内での有効性や安全性を継続して検証していく。

(3) あわせて技術革新を踏まえ、AI等を用いた他システムとの比較検討を行い、今後の音声案内のあり方について研究を進める。

建設委員会情報連絡

令和8年7月1日

件名	佐野六木土地区画整理事業における清算金事務の進捗状況について																																					
所管部課名	道路公園整備室道路整備課																																					
内 容	清算金の徴収事務の進捗状況を、以下のとおり報告する。																																					
	1 徴収清算金の納付状況																																					
	全納付予定額147,518,472円を令和3年度～令和8年度の期間で、一括・繰上・分割（最大11回）により徴収。																																					
	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="4">各年度時点の納付実績</th></tr><tr><th>納付者残数 (人)</th><th>徴収残金額 (円)</th><th>未納者数 (人)</th><th>未納額 (円)</th></tr><tr><td>令和3年度</td><td>418</td><td>44,656,545</td><td>3</td><td>53,350</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>93</td><td>33,083,086</td><td>5</td><td>208,381</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>55</td><td>23,697,141</td><td>3</td><td>355,887</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>47</td><td>14,849,501</td><td>1</td><td>48,012</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>31</td><td>6,484,156</td><td>1</td><td>24,012</td></tr></table>				年度	各年度時点の納付実績				納付者残数 (人)	徴収残金額 (円)	未納者数 (人)	未納額 (円)	令和3年度	418	44,656,545	3	53,350	令和4年度	93	33,083,086	5	208,381	令和5年度	55	23,697,141	3	355,887	令和6年度	47	14,849,501	1	48,012	令和7年度	31	6,484,156	1	24,012
	年度	各年度時点の納付実績																																				
		納付者残数 (人)	徴収残金額 (円)	未納者数 (人)	未納額 (円)																																	
	令和3年度	418	44,656,545	3	53,350																																	
	令和4年度	93	33,083,086	5	208,381																																	
	令和5年度	55	23,697,141	3	355,887																																	
	令和6年度	47	14,849,501	1	48,012																																	
令和7年度	31	6,484,156	1	24,012																																		
※ 令和4年度以降の納付対象者は、当初から分割による納付を予定されていた方である。																																						
2 今後の方針																																						
今年度は分割納付計画の最終回（第11回目）になるため、未納額を含め、清算金事務の終了に向けて着実に徴収を行っていく。																																						

建設委員会情報連絡

令和8年7月1日

件 名	細街路整備事業の細街路路線の変更について																									
所管部課名	建築室建築防災課																									
内 容	都市計画変更や建設工事等に伴い道路機能の円滑化を図るため、細街路路線の変更を行ったので、以下のとおり報告する。 1 柳原一・二丁目地区（別紙1～2参照 P15～16） 防災街区整備地区計画の決定に伴い、細街路路線の指定幅員の変更（4m→6m）を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th><th>現 行</th><th>変 更</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>幅員 4m以上ある路線 （約 68m） 幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 252m）</td><td>幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 320m）</td></tr> <tr> <td>②</td><td>幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 360m）</td><td>幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 360m）</td></tr> <tr> <td>③</td><td>幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 195m）</td><td>幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 195m）</td></tr> <tr> <td>④</td><td>幅員 4m以上ある路線 （約 260m）</td><td>幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 260m）</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>幅員 4m以上ある路線 （約 75m） 幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 145m）</td><td>幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 220m）</td></tr> </tbody> </table> 2 平野・東六月町地区（別紙3～4参照 P17～18） 地区計画の変更に伴い、指定路線の削除を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th><th>現 行</th><th>変 更</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥</td><td>幅員 4mで築造すべき路線 （約 130m）</td><td>路線を削除</td></tr> </tbody> </table>		路線	現 行	変 更	①	幅員 4m以上ある路線 （約 68m） 幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 252m）	幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 320m）	②	幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 360m）	幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 360m）	③	幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 195m）	幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 195m）	④	幅員 4m以上ある路線 （約 260m）	幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 260m）	⑤	幅員 4m以上ある路線 （約 75m） 幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 145m）	幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 220m）	路線	現 行	変 更	⑥	幅員 4mで築造すべき路線 （約 130m）	路線を削除
路線	現 行	変 更																								
①	幅員 4m以上ある路線 （約 68m） 幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 252m）	幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 320m）																								
②	幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 360m）	幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 360m）																								
③	幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 195m）	幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 195m）																								
④	幅員 4m以上ある路線 （約 260m）	幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 260m）																								
⑤	幅員 4m以上ある路線 （約 75m） 幅員 4mに拡幅すべき路線 （約 145m）	幅員 6mに拡幅すべき路線 （約 220m）																								
路線	現 行	変 更																								
⑥	幅員 4mで築造すべき路線 （約 130m）	路線を削除																								

3 興本扇学園周辺（別紙5参照 P19）

興本扇学園建設に伴い指定路線の新設および削除を行った。

路線	現 行	変 更
⑦	幅員 4m以上ある路線 (約 173m)	路線を削除
⑧	幅員 4mに拡幅すべき路線 (約 58m)	路線を削除
⑨	未指定	幅員 4m以上ある路線 (約 176m)

4 扇一丁目8番周辺（別紙6参照 P20）

開発道路築造に伴い指定路線の新設および削除を行った。

路線	現 行	変 更
⑩	未指定	幅員 4m以上ある路線 (約 48m)
⑪	幅員 4mで築造すべき路線 (約 20m) 幅員 4mに拡幅すべき路線 (約 30m)	路線を削除

5 梅田四丁目31番周辺（別紙7参照 P21）

区有地払下げに伴い、指定路線の削除を行った。

路線	現 行	変 更
⑫	幅員 4mに拡幅すべき路線 (約 7m)	路線を削除

6 竹の塚五丁目広場周辺地区（別紙8参照 P22）

新たな公園整備に合わせて指定路線の新設および削除を行った。

路線	現 行	変 更
⑬	幅員 4m以上ある路線 (約 74m) 幅員 4mで築造すべき路線 (約 74m)	路線を削除
⑭	未指定	幅員 4mで築造すべき路線 (約 160m)

7 今後の方針

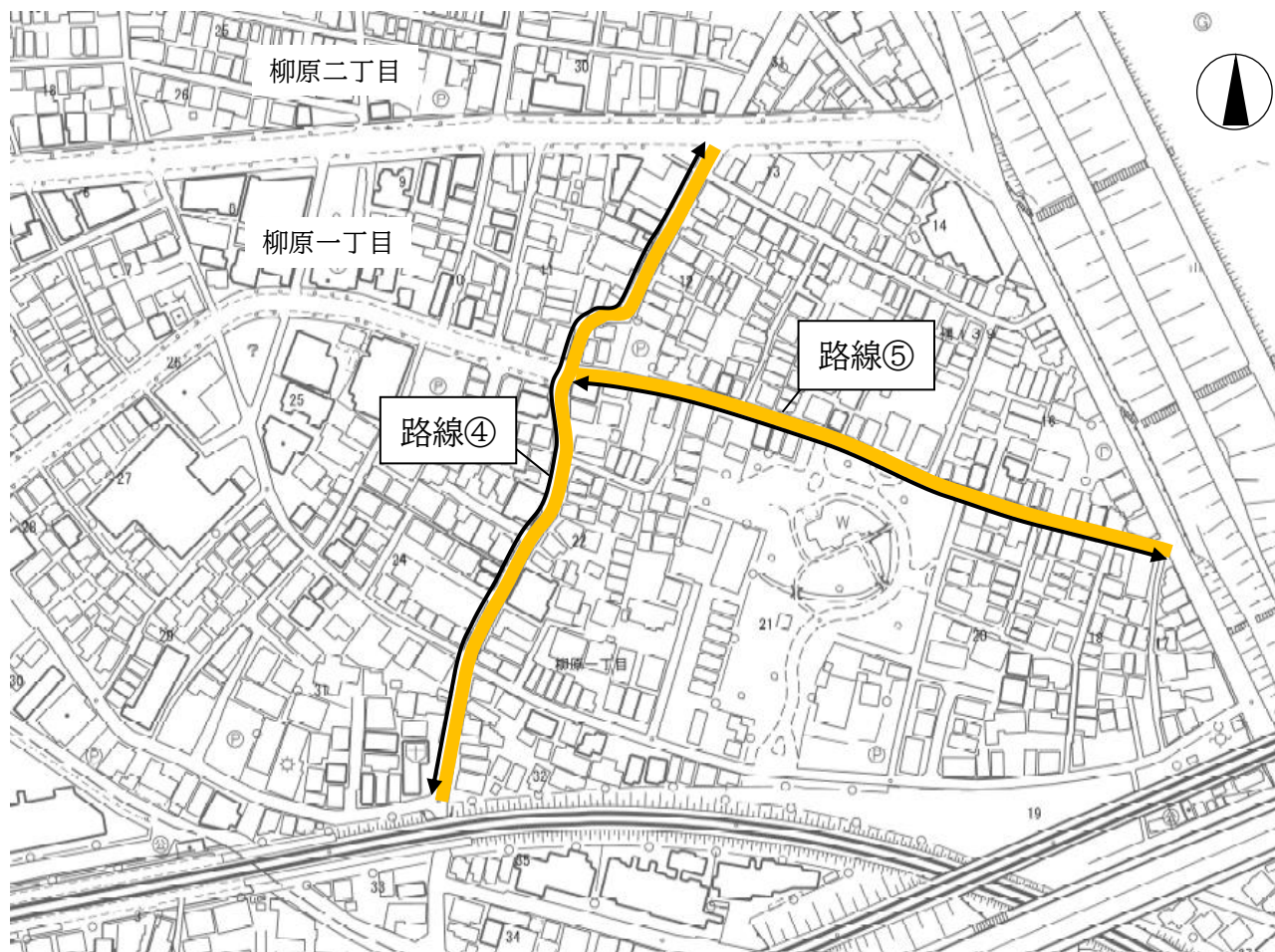
本件について、関係地権者等へ引き続き丁寧に説明しながら、災害に強いまちづくりを推進していく。

柳原一・二丁目地区北側



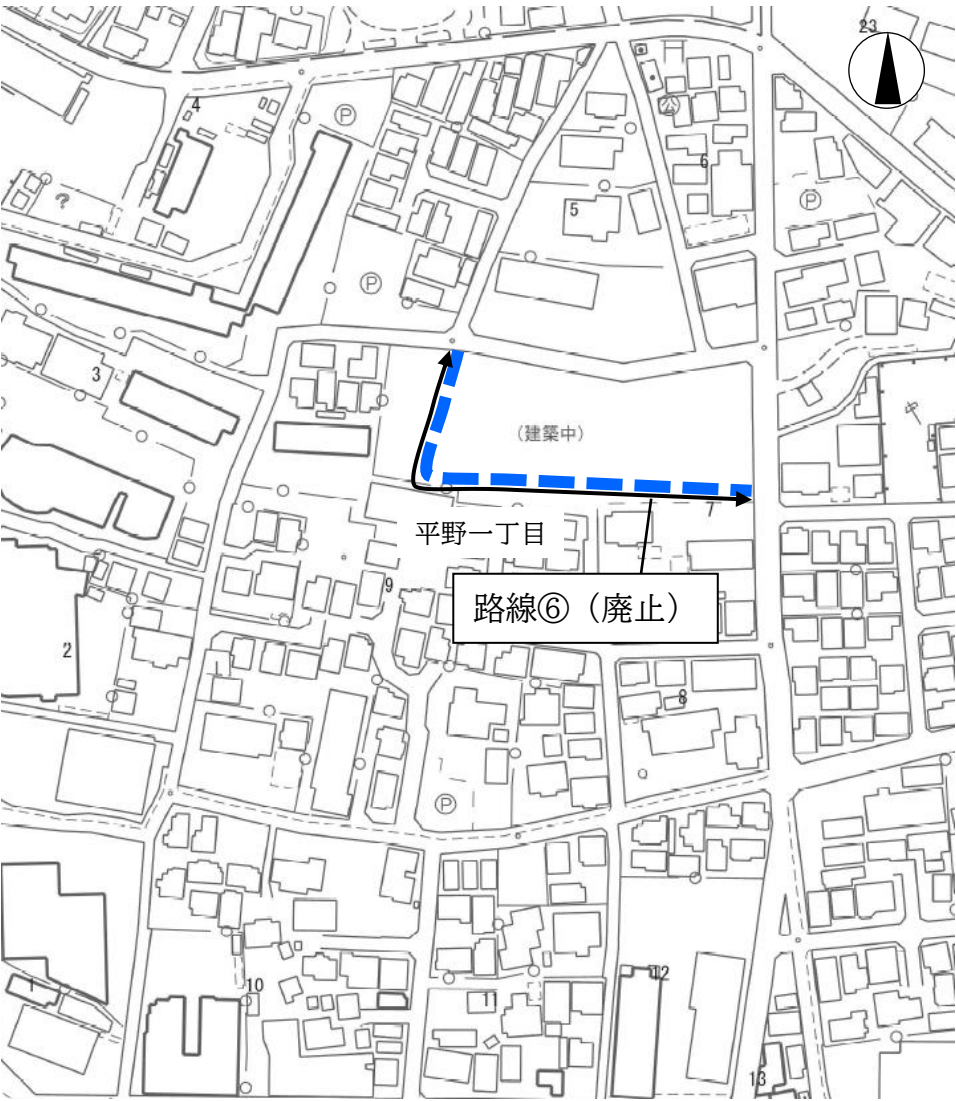
路線①	幅員 4m以上ある路線および 幅員 4mに拡幅すべき路線 ↓ 幅員 6mに拡幅すべき路線に変更
路線② 路線③	幅員 4mに拡幅すべき路線 ↓ 幅員 6mに拡幅すべき路線に変更
凡例	 幅員 6mに拡幅すべき路線

柳原一・二丁目地区南側



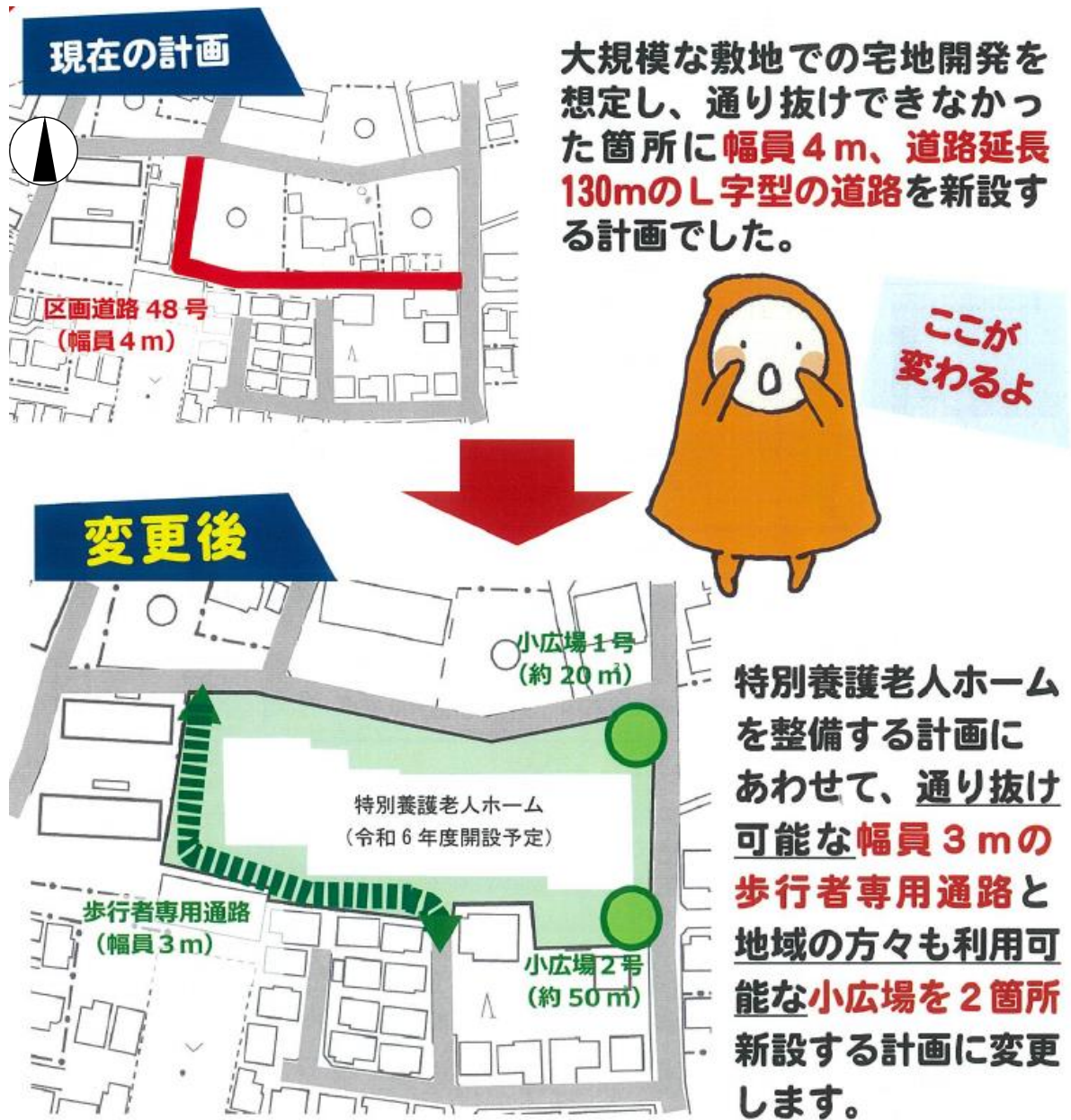
路線④	幅員 4mに拡幅すべき路線 ↓ 幅員 6mに拡幅すべき路線に変更
路線⑤	幅員 4m以上ある路線および 幅員 4mに拡幅すべき路線 ↓ 幅員 6mに拡幅すべき路線に変更
凡例	 幅員 6mに拡幅すべき路線

平野・東六月町地区

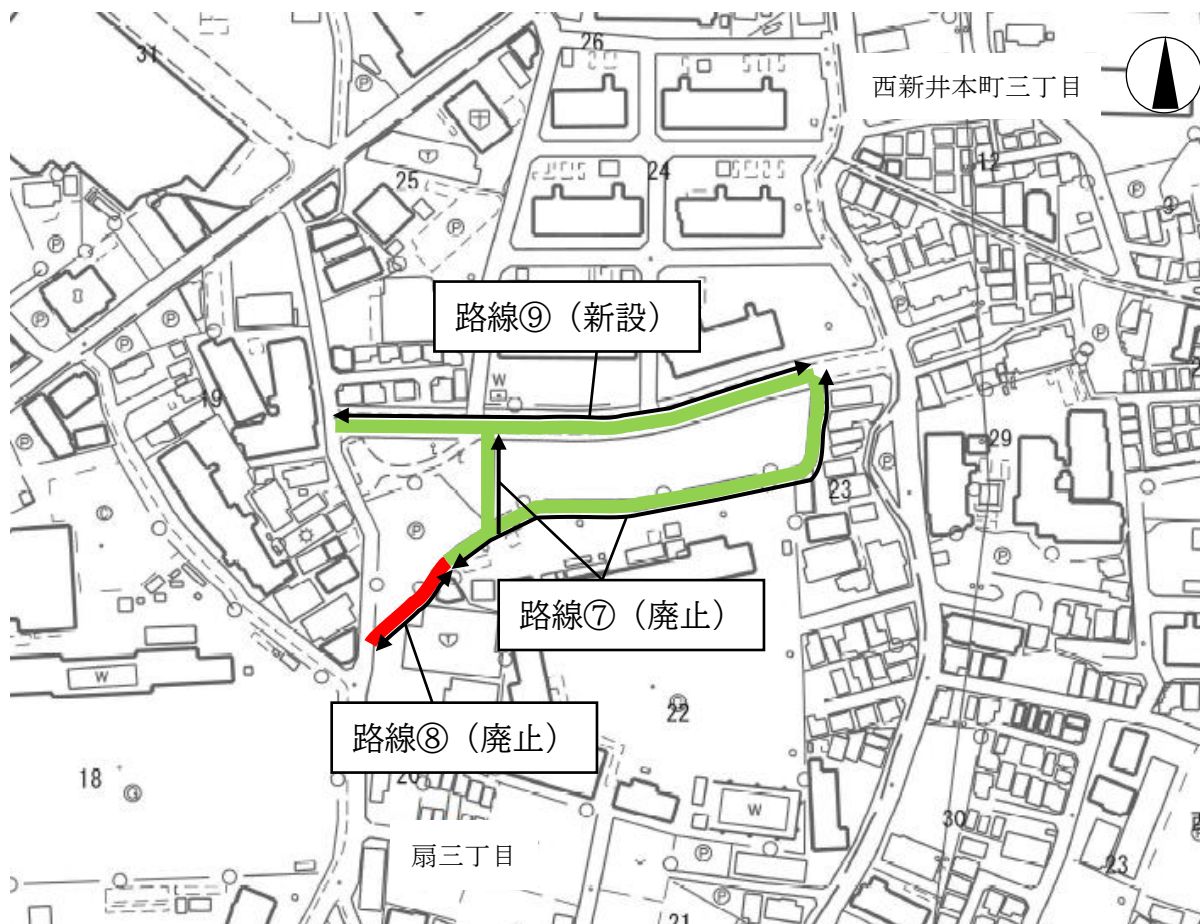


路線⑥	幅員 4mで築造すべき路線 ↓ 廃止
凡例	幅員 4mに築造すべき路線

平野・東六月町地区

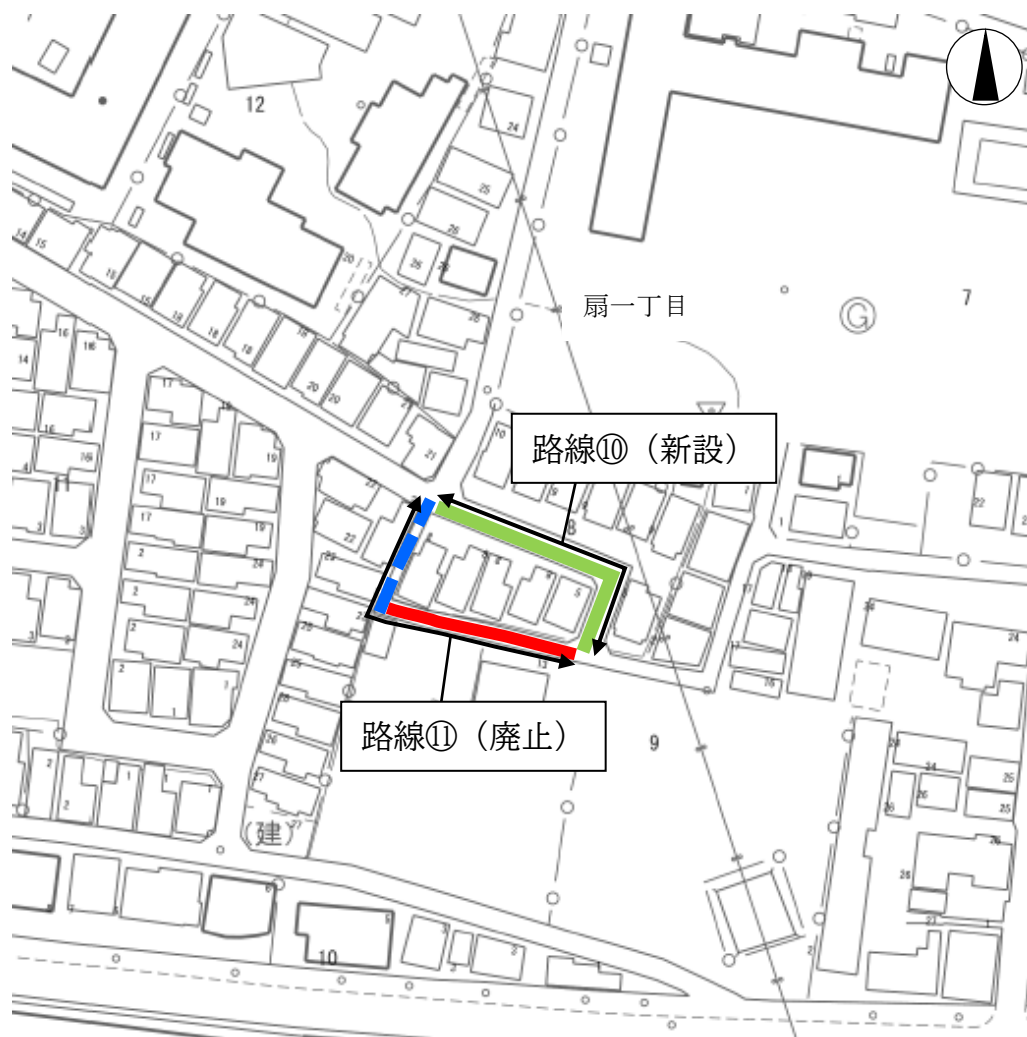


興本扇学園周辺



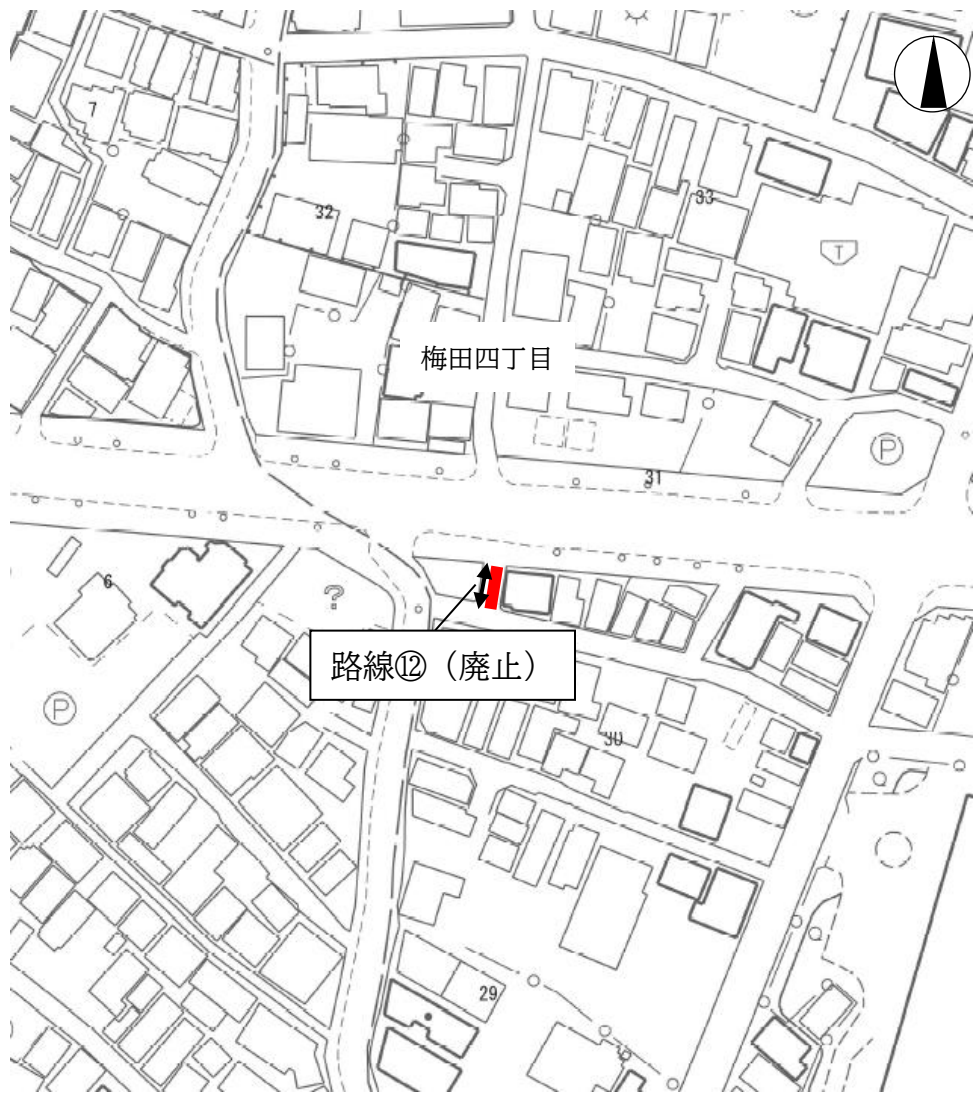
路線⑦	幅員 4m以上ある路線 ↓ 廃止
路線⑧	幅員 4mに拡幅すべき路線 ↓ 廃止
路線⑨	未指定 ↓ 幅員 4m以上ある路線
凡例	幅員 4m以上ある路線 幅員 4mで拡幅すべき路線

扇一丁目 8 番周辺



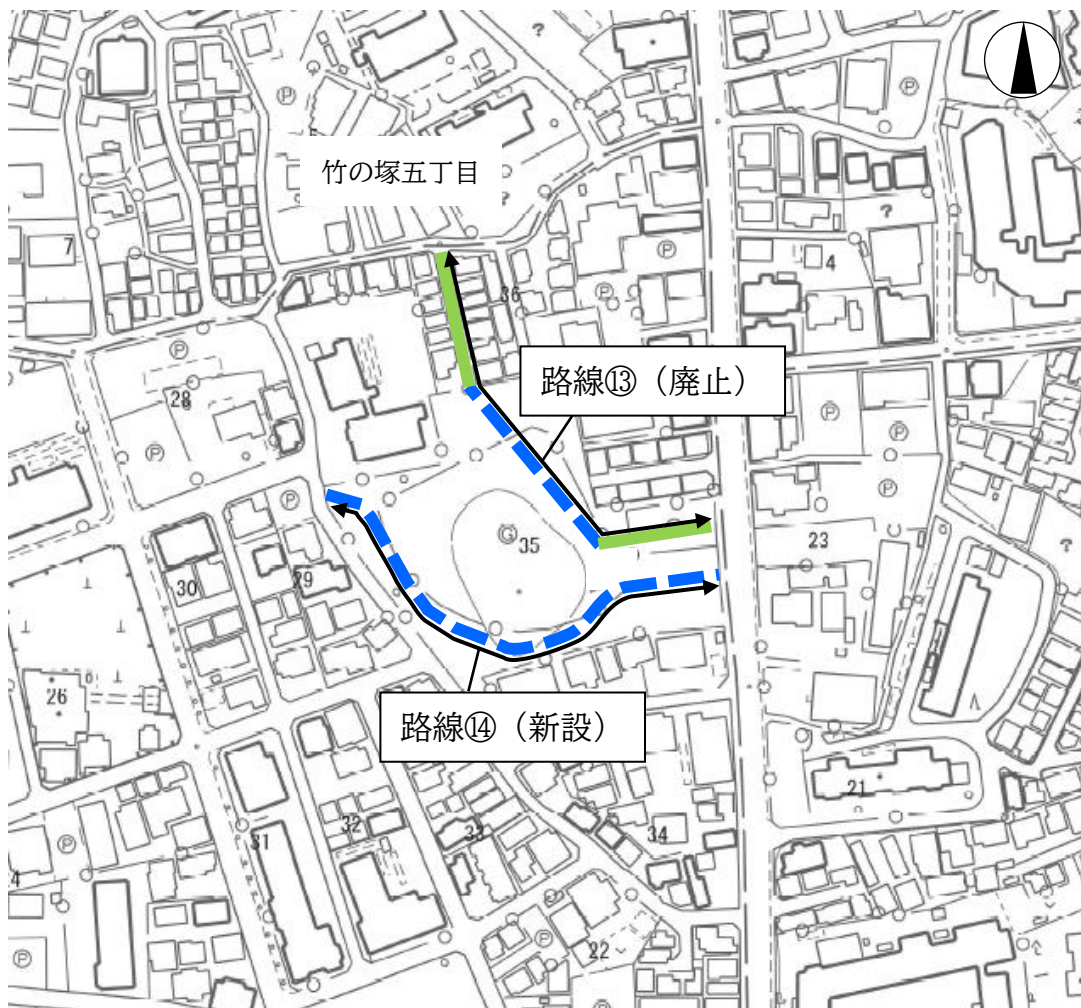
路線⑩	未指定 ↓ 幅員 4m以上ある路線
路線⑪	幅員 4mに拡幅すべき路線および 幅員 4mで築造すべき路線 ↓ 廃止
凡 例	幅員 4m以上ある路線 幅員 4mに拡幅すべき路線 幅員 4mで築造すべき路線

梅田四丁目 3 1 番周辺



路線⑫	幅員 4mに拡幅すべき路線 ↓ 廃止
凡 例	幅員 4mに拡幅すべき路線

竹の塚五丁目広場周辺地区



路線⑬	幅員 4m以上ある路線および 幅員 4mに拡幅すべき路線 ↓ 廃止
路線⑭	未指定 ↓ 幅員 4mに拡幅すべき路線に変更
凡 例	幅員 4m以上ある路線 幅員 4mで築造すべき路線

建設委員会情報連絡

令和8年7月1日

件名	区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保について																																																					
所管部課名	建築室住宅課 危機管理部防災戦略課																																																					
内容	区営住宅等及び都営住宅における垂直避難用住戸の確保に関する現在の取組み状況を、以下のとおり報告する。 1 令和8年度に確保した区営住宅等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>住宅名 (規模)</th><th>活戸数 (対象階)</th><th>面積(㎡) 間取り</th><th>収容可能 人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区-1</td><td>竹の塚六丁目 (5階建)</td><td>5戸 (3～5階)</td><td>51～59 3DK</td><td>65人</td></tr> <tr> <td>区-2</td><td>中央本町四丁目 (11階建)</td><td>2戸 (7・8階)</td><td>37～46 1・2DK</td><td>20人</td></tr> <tr> <td>区-3</td><td>伊興町前沼 (5階建)</td><td>1戸 (3階)</td><td>55 3DK</td><td>13人</td></tr> <tr> <td>区-4</td><td>大谷田一丁目第2 (4階建)</td><td>2戸 (4階)</td><td>61 3DK</td><td>30人</td></tr> <tr> <td>区-5</td><td>大谷田一丁目第3 (4階建)</td><td>3戸 (3・4階)</td><td>62 3DK</td><td>46人</td></tr> <tr> <td>区-6</td><td>関原一丁目コミュニティ (4階建)</td><td>4戸 (4・5階)</td><td>57 2・3DK</td><td>57人</td></tr> <tr> <td colspan="2">令和8年度 合計</td><td>17戸</td><td></td><td>231人</td></tr> <tr> <td colspan="2">(参考)令和6年度</td><td>20戸</td><td></td><td>260人</td></tr> <tr> <td colspan="2">(参考)令和7年度</td><td>20戸</td><td></td><td>272人</td></tr> </tbody> </table> ※ 垂直避難用住戸は、一般区民用ではなく、同じ住宅の低層階に住む居住者を想定。 ※ 収容可能人数は1人あたり4㎡で算出。 2 令和8年度に都から提供を受ける予定の都営住宅 令和2年度に、東京都と足立区で締結した「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書」に基づき、令和8年度は都から以下の垂直避難用住戸の提供を受けることとなった。				No	住宅名 (規模)	活戸数 (対象階)	面積(㎡) 間取り	収容可能 人数	区-1	竹の塚六丁目 (5階建)	5戸 (3～5階)	51～59 3DK	65人	区-2	中央本町四丁目 (11階建)	2戸 (7・8階)	37～46 1・2DK	20人	区-3	伊興町前沼 (5階建)	1戸 (3階)	55 3DK	13人	区-4	大谷田一丁目第2 (4階建)	2戸 (4階)	61 3DK	30人	区-5	大谷田一丁目第3 (4階建)	3戸 (3・4階)	62 3DK	46人	区-6	関原一丁目コミュニティ (4階建)	4戸 (4・5階)	57 2・3DK	57人	令和8年度 合計		17戸		231人	(参考)令和6年度		20戸		260人	(参考)令和7年度		20戸		272人
No	住宅名 (規模)	活戸数 (対象階)	面積(㎡) 間取り	収容可能 人数																																																		
区-1	竹の塚六丁目 (5階建)	5戸 (3～5階)	51～59 3DK	65人																																																		
区-2	中央本町四丁目 (11階建)	2戸 (7・8階)	37～46 1・2DK	20人																																																		
区-3	伊興町前沼 (5階建)	1戸 (3階)	55 3DK	13人																																																		
区-4	大谷田一丁目第2 (4階建)	2戸 (4階)	61 3DK	30人																																																		
区-5	大谷田一丁目第3 (4階建)	3戸 (3・4階)	62 3DK	46人																																																		
区-6	関原一丁目コミュニティ (4階建)	4戸 (4・5階)	57 2・3DK	57人																																																		
令和8年度 合計		17戸		231人																																																		
(参考)令和6年度		20戸		260人																																																		
(参考)令和7年度		20戸		272人																																																		

(令和 8 年 5 月 29 日時点)

No	都営住宅名 (規模)	活戸数 (対象階)	面積(㎡) 間取り	収容可能 人数
A	千住桜木一丁目アパート (14 階建)	1 戸 (4 階)	33 1DK	8 人
B	扇三丁目アパート (5 階建)	2 戸 (4・5 階)	61 3DK	30 人
C	江北四丁目アパート (8 階建)	1 戸 (3 階)	40 2DK	10 人
D	西綾瀬三丁目第 2 アパート (9 階建)	1 戸 (5 階)	57 3DK	14 人
E	竹の塚六丁目アパート (9 階建)	1 戸 (6 階)	34 1DK	8 人
F	西新井本町四丁目アパート (5 階建)	2 戸 (3・4 階)	34 1DK	16 人
G	東和アパート (5 階建)	1 戸 (3 階)	32 2DK	8 人
H	宮城第 3 アパート (5 階建)	1 戸 (5 階)	33 2DK	8 人
I	宮城一丁目アパート (8 階建)	1 戸 (8 階)	34 1DK	8 人
J	新田一丁目アパート (14 階建)	1 戸 (5 階)	34 1DK	8 人
K	西保木間二丁目アパート (8 階建)	1 戸 (7 階)	40 2DK	10 人
L	西保木間二丁目第 2 アパート (5 階建)	2 戸 (3・5 階)	33～39 2DK	17 人
M	足立中央本町四丁目アパート (14 階建)	1 戸 (5 階)	42 3DK	10 人
N	足立中川四丁目アパート (5 階建)	1 戸 (3 階)	36 2DK	9 人
O	六月町アパート (5 階建)	2 戸 (4 階)	39 2DK	18 人
P	西保木間一丁目アパート (8 階建)	1 戸 (3 階)	37 2DK	9 人
Q	鹿浜五丁目 (8 階建)	4 戸 (5・6 階)	40～47 2DK	42 人
令和 8 年度 合計		24 戸		233 人
(参考) 令和 6 年度		28 戸		296 人
(参考) 令和 7 年度		87 戸		1,006 人

- ※ 募集や建替えによる居住者の移転後の空き室の状況で、年度ごとに提供戸数の増減がある。令和8年度の提供戸数は今後追加の可能性はある。
- ※ 収容可能人数は1人あたり4㎡で算出。

3 居住者への周知

防災戦略課から、令和8年度に垂直避難用住戸のない住宅を含めて、全ての区営住宅等及び都営住宅の自治会長あてに文書で通知する（前年度に垂直避難用住戸があった住宅でも、今年度は使用できない場合があるため）。

4 運営方法

- （1）垂直避難用住戸の鍵は防災戦略課から住戸の住所地を管轄する区民事務所へ予め持ち込む。
- （2）「高齢者等避難」の発令後、区民事務所で自治会へ鍵の貸し出しを行う。なお、垂直避難用住戸に区職員は配置しない。

5 今後の方針

防災戦略課から対象の住宅へ垂直避難用住戸の情報を提供し、水害への備えを進めていく。

令和8年度 垂直避難用住戸
区営住宅・都営住宅 区内マップ

